

## 瀬戸市水道事業管理規程第2号

瀬戸市企業職員の給与に関する規程（昭和42年瀬戸市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)  第1条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく瀬戸市企業職員（以下「企業職員」という。）の給与については、この規程の定めるところによる。  <u>(特殊勤務手当)</u>  <u>第2条 条例第8条の規定により支給する特殊勤務手当を支給すべき勤務の内容及び手当の額は、瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に関する規程（昭和45年瀬戸市水道事業管理規程第2号）の定めるところによる。</u>  (給与)  <u>第3条 前条に定めるものほか、企業職員の給与については、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）、瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）、瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）その他これらの委任に基づく規則の規定を準用する。</u>	(趣旨)  第1条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第10号）に基づく瀬戸市企業職員（以下「企業職員」という。）の給与については、この規程の定めるところによる。  <u>(給与)</u>  <u>第2条 企業職員の給与については、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）、瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）、瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）その他これらの委任に基づく規則の規定を準用する。</u>

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。